

2019年12月20日

## 独占的ライセンス保護制度導入に関する意見

一般社団法人 日本映像ソフト協会  
法務知的財産権担当部長 酒井 信義

## 1. 独占的ライセンス契約の実態について

ビデオソフト業界でも、独占的ライセンス契約は広く用いられている。海外作品をわが国でビデオ化する場合や映画製作者が販売力のある事業者ビデオソフトの頒布・販売を委ねるといことが行われている。

ライセンス契約によってビデオパッケージソフトが供給される場合、そのほとんどが独占的ライセンス契約であると思われる。

## 2. 独占的ライセンスの独占性の対抗又は独占的ライセンスから直接差止請求ができないことについて問題となった事例や懸念点について

## (1) 対抗が問題となった事例

ビデオソフト業界では、ライセンス契約を巡る訴訟はあまり聞かない。「独占性」の問題ではないが、「韓流スターDVD事件」(平成24.7.11東京地判(平成22年(ワ)44305号)がある。ライセンサーとライセンスのライセンス契約が解除され、ライセンスから許諾を得て日本でビデオソフトを販売していたサブライセンスに対して、ライセンサーが損害賠償を請求した事件である。対抗問題なのか権利保護要件なのかという問題はあるが、サブライセンスの権利は、ライセンス契約解除によってライセンスに主張できないとして損害賠償請求が認容された下級審裁判例がある。

ライセンサーが著作権を譲渡した場合や独占的ライセンス契約の二重契約等では、大抵の場合は契約前にライセンス契約の有無等の調査が行われており、ライセンスの権利が否定されて法的紛争に発展することは聞かない。しかし、独占的ライセンス契約を締結し、商品化に資本を投下した後、第三者から権利主張をされる潜在的なリスクがあることは、事業を進める上で好ましいことではない。

## (2) 差止請求が問題となった事例

独占的ライセンスが、海賊版等の不法利用者に対して不法利用の停止を求めた際に、著作権者ではないだろうと要求を拒否される場合がある。不法利用者に対して迅速に不法利用を停止させることは、権利侵害の拡大を防止するうえでも重要であると考えられる。

## 3. 独占的ライセンスの対抗制度や独占的ライセンスに固有の差止請求権を付与する制度の導入について

(1) 制度導入について

独占的ライセンシーが当該独占的ライセンスを対抗でき、固有の差止請求権を認める制度導入は、上述したようなリスクや損害の拡大を防止する上で必要であると考えられる。

(2) 対抗要件及び差止請求の要件

(ア) 著作権等の権利の譲受人等第三者との関係について

ライセンサーから著作権等の権利を譲り受けた者に対しては、登録等の要件なしで保護される制度が望ましい。ライセンス契約の有無は、著作権譲渡やライセンス契約を締結する際に調査するのが一般的で、デューデリジェンスで対応可能である。

したがって、独占的ライセンス契約の存在を立証できれば独占的ライセンシーとして事業が継続できる制度が望ましい。

なお、ビデオソフトの場合、独占的ライセンシーは発売元又は販売元としてパッケージに記載されており、明認方法による独占的ライセンスの公示がなされている。

したがって、事業化が行われ、独占的ライセンシーの権利が公示された後に現れた第三者に対しては、独占性を対抗でき、差止請求できる制度が望ましい。

(イ) 独占的ライセンスの二重ライセンスの場合について

独占的ライセンスの二重ライセンスについては、次のように考える。

ライセンシーの保護は、ライセンシーが予期しない権利者が現れることによって事業の継続ができなくなる事態を生じさせないために必要だと考える。二重ライセンスの場合、これを対抗問題とするといずれか一方のライセンシーが事業を継続できない結果となる。

有体物が権利の客体である場合には、同種の排他的権利は一個しか存在し得ない。同種の排他的権利が複数存在することは物理的にありえず、一物一権主義が採られることになる。

しかしながら、無体財産権の排他性は法律によって人工的に認められたものであるから、柔軟な解決が可能である。すなわち、同一の客体について、複数の排他的権利を認めることは、物理的には可能である。

実務的には、二重ライセンスが行われた場合、ライセンシーはライセンサーに対し契約上の義務を履行させ、独占的利用権を行使しうるように要求し、それが実現されることもある。その場合他方のライセンシーは利用権を喪失することになる。

しかしながら、双方のライセンシーの利用権を存続させ、不完全な独占的利用権となったことの損失をライセンサーに負担させる場合もあるようである。その場合には、双方のライセンシーが事業を継続できるということになる。

そうであるならば、二重ライセンスの場合には、対抗問題として処理するのではなく、契約当事者間の私的自治に委ねるほうが関係者全員の利益に適うように思われる。

もっとも、独占的ライセンシーがライセンス契約に基づき当該作品について事業化

を行った後に現れた第三者については、独占的ライセンシーはその権利を対抗でき、当該第三者に対する差止請求権を有するとすることが適切であると考ええる。

事業化によって独占的ライセンシーの権利は公示されており、権利が公示された後の第三者は保護されなくても不当ではないと考えられるからである。

(ウ) 不法利用者との関係について

不法利用者に対しては、独占的ライセンシーは当然に差止請求できるとすべきだと考える。

不法利用者は当該著作物を利用する正当な利益を有してはいない。他方、独占的ライセンシーは、ライセンサーから当該著作物を独占的に利用する権利を正当に付与されており、不法利用者の行為により、独占的ライセンシーは直接的被害を受けるのであるから、不法利用を止めさせる正当な利益を有している。

したがって、独占的ライセンシーに固有の差止請求権を認めるべきであると考ええる。

(エ) 著作権者等の承諾要件等について

差止請求権行使に著作権者の承諾を要件とすると、外国に権利者がいる場合その他、迅速な差止請求権の行使が困難になる懸念がある。

第三者に対抗できる不動産賃借権については妨害排除請求が認められている（最判昭 28・12・18 昭 27(オ)883 号、最判昭 29・2・5 昭 26 (オ) 671 号）。そして、改正民法 605 条の 4 においても対抗要件を備えた不動産賃借権には妨害排除請求権が認められている。上記判例も改正民法も所有権者の承諾を要件とはしていない。

したがって、独占的ライセンシーは、不法利用者に対して著作権者の承諾なく差止請求できるとすべきであると考ええる。

(オ) 別途物権的権利を創設することについて

既存のライセンス契約については現行法における取扱いとすることは、現に保護が必要なライセンシーの保護に欠けるので、妥当ではないと考える。

別途物権的権利を創設することは、それが利用されるかどうか定かではないが、既存の契約を保護することが重要であると考ええる。

以上